

高浜発電所 1、2号機の特定重大事故等対処施設について（概要）

1. 規制要求

新規規制基準においては、以下の特定重大事故等対処施設を設置することが要求されている。

- 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないもの。
- 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するもの。

2. 工事計画認可申請の経緯

- 平成28年12月22日 原子炉設置変更許可申請
- 平成30年 3月 7日 原子炉設置変更許可
- 平成30年 3月 8日 工事計画認可申請（第1回）

3. 工事計画認可申請書の記載事項

内容	今回申請する主な設備
<ul style="list-style-type: none"> ・設備に対する基本設計方針の策定 ・各機器の名称、種類、容量、寸法等を記載した要目表の策定 ・基準地震動に基づく耐震評価資料の策定等 ・各機器の詳細図面の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 減圧操作設備 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の減圧を操作する設備（容器等を除く） ○ 注水設備（ポンプ、水源） <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器スプレイ格納容器下部等への注水設備のうち一部の配管等 ○ 原子炉格納容器過圧破損防止設備（フィルタベント） <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備 ○ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備
	今後申請予定の設備
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 減圧操作設備（容器等） ○ 緊急時制御室 ○ 電源設備、計装設備、通信連絡設備 ○ 注水設備（配管、ポンプ等）

【特定重大事故等対処施設の主な設備の概要図】

4. 設置期限※

平成33年 6月 9日

 : 今回申請範囲

※特定重大事故等対処施設は、本体施設の工事計画認可（平成28年6月10日）から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求される。

